

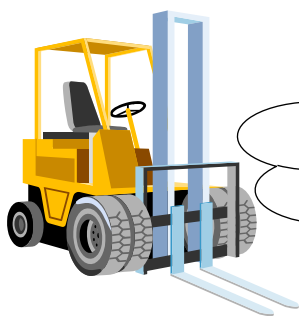
ご存知ですか？

建設機械でも小型特殊自動車は 軽自動車税(種別割)の申告が必要です

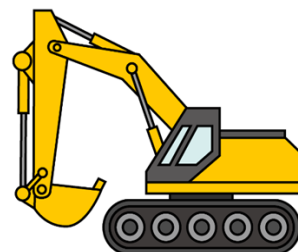
工事現場などで使用される小型特殊自動車は、地方税法及び四日市市税条例の規定により、道路を走らなくても軽自動車税(種別割)の申告が必要です。

申告の上、ナンバープレートの交付を受けて車両に取り付けてください。

なお、小型特殊自動車は、自賠償保険に加入していないと道路を走行できませんので、ご注意ください。



リース車両の場合でも、適合しているかどうか注意してください。



小型特殊自動車

①車両の長さが4.7m以下、幅が1.7m以下、高さが2.8m以下のもの。

②最高速度が15km/h以下のもの。

※注：上記の基準をひとつでも超えるものは大型特殊自動車となり、固定資産税(償却資産)の課税対象となります。

※注：農耕作業用の小型特殊自動車は基準が異なります。

(小型特殊自動車の種類)

ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車【道路運送車両法施行規則別表第一による】

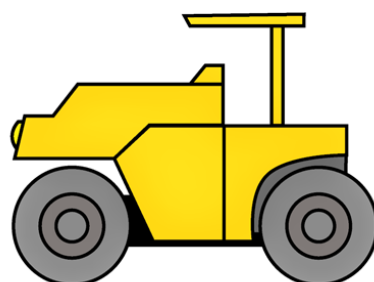
⇒ 上記規格内のバックホーや場内使用のフォークリフトも、小型特殊自動車の申告対象となります。

税の申告に関する不明な点については、

下記にお問い合わせください。

四日市市 市民税課諸税係

電話 (059) 354 - 8133 <直通>



小型特殊自動車に該当する 建設機械等をお持ちの事業者様へ

◎小型特殊自動車に該当する建設機械等は、

軽自動車税(種別割)が課税されます(申告必要)

固定資産税(償却資産)は課税されません(申告不要)



**軽自動車税(種別割)の申告をして、
ナンバープレートの交付を受けてください！**

Q & A

Q 1 事業所内でしか使用しない(公道を走らない)のに、ナンバープレートをつけなければならないの？

A 1 軽自動車税(種別割)は所有していることに基づいて課税されます。公道走行の有無とは無関係です。所有している場合は必ず申告してください。

Q 2 小型特殊自動車にはどのような車両があるのですか？

A 2 次のページで確認してください。

Q 3 小型特殊自動車と大型特殊自動車の違いは？

A 3 次のページで確認してください。

Q 4 小型特殊自動車の税率はいくらですか？

A 4 フォーク・リフト、ショベル・ローダ等の小型特殊自動車 … 年間 5,900円
トラクタ、コンバイン、薬剤散布車等の農耕作業用自動車 … 年間 2,400円

※毎年4月1日現在の使用者(所有者)に対して課税されます。

※法人税又は所得税の収支計算上、納付された税額が必要経費として認められます。

※購入金額などから算出される減価償却費は、経費に計上することができます。

特殊自動車の判定方法

1. 特殊自動車とはどんな車両？

特殊自動車は道路運送車両法施行規則第2条及び別表第1で小型・大型特殊自動車に分類されています。農耕作業用自動車も特殊自動車に分類され、概要は次のとおりです。

○建設用自動車

ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車

○農耕作業用自動車

農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車

2. 小型特殊自動車と大型特殊自動車の違いは？

①特殊自動車（農耕作業用自動車を除く）は、車両の大きさと最高速度によって、小型・大型に分類されます。

A 車両の長さ	B 車両の幅	C 車両の高さ	D 最高速度
4. 7m以下	1. 7m以下	2. 8m以下	15 km/h以下



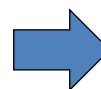
A～Dのすべての要件の範囲内であれば	小型特殊自動車
それ以外であれば	大型特殊自動車

※排気量の制限はありません。

②農耕作業用自動車は、最高速度によって小型・大型に分類されます。

最高速度が35 km/h未満	小型特殊自動車
最高速度が35 km/h以上	大型特殊自動車

※車両の大きさ・排気量の制限はありません。



- 小型特殊自動車
→ 軽自動車税（種別割）の申告
- 大型特殊自動車
→ 償却資産の申告

<地方税法>

(軽自動車税の納税義務者等)

第 443 条 軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて、それぞれ当該三輪以上の軽自動車及び当該軽自動車等の主たる定置場所在の市町村が課する。

(軽自動車税のみならず課税)

第 444 条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第一項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

<四日市市税条例第 87 条>

(種別割に関する申告又は報告)

第 87 条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から 15 日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 4 の 2 様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 5 様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から 15 日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 4 の 2 様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 5 様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から 30 日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 4 の 2 様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 34 号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

<道路運送車両法施行規則第 2 条に規定されている小型特殊自動車>

イ 農耕用作業車以外

ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車

自動車の大きさが 長さ 4.70m 以下 幅 1.70m 以下 高さ 2.80m 以下 に該当するもののうち最高速度 15 キロメートル毎時以下のもの

ロ 農耕用作業車

農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車

最高速度 35 キロメートル毎時未満のもの